

建築基準法第 12 条第 1 項、第 3 項の規定に基づく定期報告制度において、調査、検査の合理化や新技術の活用を可能とするため、調査・検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表等が見直され、令和 7 年 7 月 1 日から施行されます。

- 詳しくは、下記の国土交通省 HP「建築基準法に基づく定期報告制度について/4. 調査・検査項目告示」をご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html

なお、本改正のうち、次の内容については、特定建築物定期調査にて実施、報告いただきますようお願いいたします。

(所在地が下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市及び周南市にあるものについては、各市の建築行政主管課へお問い合わせ下さい。)

■ 特定建築物定期調査と建築設備等定期検査との重複について

【山口県の場合】

- 「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」の作動の状況
- 「換気設備」、「非常用の照明装置」の物品の放置の状況

の確認は、引き続き、特定建築物定期調査で実施してください。

【国の改正】

特定建築物定期調査	建築設備等定期検査
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動
物品の放置	物品の放置

令和 7 年 1 月 29 日 国土交通省住宅局
【参考資料】「定期報告告示の見直しについて」(P1) より

特定建築物定期調査	建築設備等定期検査
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動
物品の放置	物品の放置

■ 特定建築物定期調査と防火設備定期検査との重複について

【山口県の場合】

- 「各階の主要な常閉防火扉」(※) について、運動エネルギー等、本体と枠の劣化及び損傷の状況、作動の状況、物品の放置の状況、固定の状況

の確認は、引き続き、特定建築物定期調査で実施してください。

【国の改正】

特定建築物定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査	
	(常閉防火扉)	(随閉防火扉)
設置		
運動エネルギー等	運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動	作動
物品の放置	物品の放置	運動機構
固定の状況	固定の状況	物品の放置

令和 7 年 1 月 29 日 国土交通省住宅局
【参考資料】「定期報告告示の見直しについて」(P3) より

※原則、「①避難経路に設けられたもの」、「②吹抜きに面して設けられたもの」、「③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの」、その他安全上必要なものが調査対象となります。

※「②吹抜きに面して設けられたもの」の豎穴区画のうち、昇降路に設ける防火扉は、従前通り昇降機定期検査の対象です。

特定建築物定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査	
	(常閉防火扉)	(随閉防火扉)
設置		
運動エネルギー等	運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動	作動
物品の放置	物品の放置	運動機構
固定の状況	固定の状況	物品の放置

- 報告時期や様式等は下記 HP をご確認ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/134/24163.html>

山口県土木建築部建築指導課 指導班
TEL:083-933-3835